

つくばみらい市男女共同参画推進条例(案) 解説

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 9 条)

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第 10 条—第 21 条)

第 3 章 補則(第 22 条)

附則

「条例文及び解説」

【条例の名称】

「つくばみらい市男女共同参画推進条例」

(解説)

本条例は、基本的な理念や目指すべき姿が国が定める男女共同参画社会基本法並びに茨城県男女共同参画推進条例と同じであることから、「男女共同参画」の名称としています。

また、この条例を制定することで、市、市民及び事業者が、男女共同参画について考え、積極的に「推進」していく姿勢を明らかにすることから、基本条例ではなく「推進条例」の名称を用い、「つくばみらい市男女共同参画推進条例」としました。

前文

男女が互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現は、私たちみんなの願いです。

個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法の下で、国では男女平等に関する様々な取組が、国際社会と連動し進められてきました。

つくばみらい市においても、平成20年に男女共同参画計画を定め、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組を進めていますが、依然として、性別による固定的役割分担意識やそれに基づく社会制度又は慣行が根強く残っており、男女がともに多様な生き方を選択できる社会の実現には、一層の努力が必要です。

また、我が国は、少子高齢化、情報化及び国際化の急速な進展や家族形態及び地域社会の変化などにより、大きな転換期を迎えています。そのような中、つくばみらい市が将来都市像として掲げている「活力に満ちたうるおいとやすらぎのまち」を創り育てるためには、この環境の変化に対応しつつ、男女が平等な立場に立って、個性と能力を活かし、生き生きとした生活を送れるよう、市全体で男女共同参画をより一層進めていく必要があります。

ここに、私たちは、市、市民、及び事業者が、それぞれの立場に課されている責務と役割を果たし、積極的に協働して、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを決意し、この条例を制定します。

(解説)

前文は、一般に、法令の制定の趣旨、目的、基本原則を述べるものであり、制定の理念を強調する場合に置かれますが、この条例においては、男女共同参画をとりまく

社会的背景，条例の必要性，並びに目指す方向を示し，併せて推進の決意を表明するため，前文を置きました。

なお，文章を柔らかく市民に親しみやすいものとする観点から，前文に限り口語体にしました。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は，男女共同参画の推進についての基本理念を定め，市，市民及び事業者の責務を明らかにするとともに，男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定め，これを総合的かつ計画的に推進し，もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(解説)

この条例を制定する目的について，明らかにするものです。

男女共同参画の推進に関し，基本理念や基本的施策を定め，市，市民及び事業者の協働により男女共同参画社会の実現を目的としています。

(定義)

第2条 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が，社会の対等な構成員として，自らの意思によって，家庭，地域，職場，学校その他の社会のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」という。）における活動に参画する機会が確保され，もって男女が均等に政治的，経済的，社会的及び文化的利益を享受することができ，かつ，共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため，必要な範囲内において，男女のいずれか一方に対し，当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住し，又は勤務し，若しくは通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業を営むための事務所又は事業所を有する個人，法人その他の団体をいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等に対する身体的，精神的，性的，経済的又は社会的暴力をいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により，相手方の生活環境を害し，又は性的な言動に対する相手方の対応に起因し，当該相手方に不利益を与えることをいう。

(解説)

この条例が適正に運用されるよう、条例で用いられる用語において、共通認識が必要なものについて定義しています。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念に基づき、推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、直接的であるか間接的であるかを問わず、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動に対して及ぼす影響をできる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、多様な生き方を選択することができること。
- (3) 男女が、対等な構成員として、社会のあらゆる分野において、政策等の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、子育て又は介護を始めとする家庭生活を行う上での様々な活動について、家族の一員として相互に協力し、お互いに家庭生活における活動及び職業生活、地域生活等における活動との両立が図られること。
- (5) 男女が、互いの性について、理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり健康な生活が営むことができるよう配慮されること。
- (6) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展にかんがみ、男女共同参画は、国際的協調の下に行われること。

(解説)

本条例第1条に示す目的を達成するための基本的姿勢と基本的考え方を定めています。

(1) 「男女の人権の尊重」

男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的取扱いをなくすこと、個人の能力を発揮する機会が確保されることは、男女共同参画を推進するに当たって根底となる理念であることから、最初に掲げています。

(2) 「社会における制度又は慣行への配慮」

性別による固定的な役割分担にとわられた社会の制度、慣行が依然残されている現状にあり、男女共同参画を推進するうえで支障をきたしています。

これらの制度、慣行をなくし、男女が自由に多様な生き方を選択できるようにすることが必要です。

(3) 「政策等の立案・決定への共同参画」

社会の構成員である男女が、市や地域などあらゆる分野で政策の決定や立案に参画する機会が確保されることは、男女が共に利益を享受することができ、共に責任を担うべき男女共同参画社会の基盤となるものです。

(4) 「家庭生活と他の活動との両立」

男女がともに社会のあらゆる活動に参画するためには、家族である男女が互いに協力し、家族の一員としての役割を円滑に果たし、家庭生活と他の活動との両立が図られるようにすることが重要であることから、基本理念としています。

(5) 「互いの性の理解と尊重」

男女が、互いの性について理解し合い、思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提といえます。

男女が生涯にわたり、心身ともに健康であることを目指すものです。

(6) 「国際的協調での推進」

これまでの我が国の男女共同参画の推進は、国際社会における取組と連動して進められてきています。当市としても、国際化の進展に考慮し、男女共同参画を推進する必要があります。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、必要な体制の整備に努めるものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策について、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と相互に連携して取り組むよう努めるものとする。

(解説)

本条例第1条の規定を受け、男女共同参画を推進するうえでの、市の責務を明らかにしています。

第1項 市は、率先して男女共同参画を推進する立場にあります。男女共同参画を推進するための施策を策定し、率先して実施していくことを市の責務としています。

第2項 男女共同参画を推進するうえで必要な体制を整備することを、市の責務としています。

第3項 男女共同参画の一層の推進には、連携が不可欠なことであり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体との連携を市の責務としています。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(解説)

本条例第 1 条の規定を受け、市民の責務を明らかにしています。

男女共同参画社会実現には、市民一人ひとりの理解と協力が不可欠であることから、市民が自らも積極的に男女共同参画を推進されることを期待し、努力義務規定としています。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、男女がともに職業生活における活動及び家庭生活、地域生活等における活動を両立できるよう就労環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、市、市民及び他の事業者が行う男女共同参画の推進に関する施策に、積極的に協力するよう努めなければならない。

(解説)

本条例第 1 条の規定を受け、事業者の責務を明らかにしています。

事業者は、基本理念にのっとり、男女が共に、職業生活と他の生活の両立に配慮することが重要です。事業者が積極的に男女共同参画の推進に取り組み、また、市や市民及び他の事業者の実施する施策に、積極的に協力されることを期待し、努力義務規定としています。

(性別による権利侵害の禁止)

第 7 条 何人も、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別を理由とする差別的取扱い及び人権の侵害を行ってはならない。

2 何人も、個人の尊厳を侵害するドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

3 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(解説)

男女共同参画社会の形成を阻害する重大な要因である、性別による差別的な取扱、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等の行為を禁止したものです。

*間接的とは、直接には差別していなくとも、結果的に差別につながるようなものをいいます。(例示 身長が170cm以上等、女性が乗り越えるのに困難であると考えられる採用条件等)

(公衆に向けて情報を発信する場合の配慮)

第8条 何人も、公衆に表示する情報については、性別による固定的な役割分担意識、差別及び暴力を連想させ、又は助長させる表現並びに過度の性的表現を行わないよう配慮しなければならない。

(解説)

広告、看板、ポスターなど公衆に表示されている情報は、人々に与える影響が大きいと考えられます。表現の自由は、憲法で保障された権利であり、尊重されるべきものではありませんが、性別による固定的な役割分担意識や差別等、基本理念に反するような表現を、自ら行わないよう配慮することを求めたものです。

(男女共同参画推進月間)

第9条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者の関心及び理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設けるものとする。

2 前項の男女共同参画推進月間は、毎年11月とする。

(解説)

推進月間を設けることで、市民と事業者の理解と関心を深め、男女共同参画の推進に積極的に取り組む機会とするため、規定したものです。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、つくばみらい市男女共同参画推進委員会の意見を聴くとともに、市民、事業者の意見を反映することができるよう努めなければならない。
- 3 市長は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、基本計画を変更する場合について準用する。

(解説)

基本法第14条第3項の規定により、地方公共団体は男女共同参画社会形成に関する施策について、基本的な計画を定めるよう努めることとしており、これを受けてこの規定を設けています。

なお、本市においては平成20年3月に「つくばみらい市男女共同参画計画」を策定済みであります。変更する場合に、推進委員会の意見を聴くことや、市民、事業者の意見を反映することを規定し、市民の参画を推進していくこととしたものです。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(解説)

男女共同参画基本法第15条により、国及び地方公共団体は、施策の策定及び実施に当たって、男女共同参画の推進に配慮するものとされていることを受け、この規定を設けております。

(市民等の理解を深めるための措置)

第12条 市は、男女共同参画に関する市民及び事業者の関心及び理解を深めるため、広報活動その他適切な措置を講ずるものとする。

(解説)

男女共同参画の推進について、市民の理解と関心を深めるため、広報活動等を市が積極的に行うこととしています。

(調査研究等)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(解説)

男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するためには、国内外の動向や様々な分野における現状や市民意識を把握し、施策に反映することが必要なことから、情報の収集、分析及び調査研究を積極的に行うことを市の義務としています。

(教育の場における男女共同参画の推進)

第 14 条 市は、市民の男女共同参画への関心及び理解を深めるため、学校教育、社会教育において、男女共同参画に関する教育及び学習の機会を充実させる等、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、男女が性別により差別されることなく、個人の能力及び個性に応じて学校教育又は社会教育の場に参加することができるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(解説)

男女共同参画社会の実現において、学校教育・社会教育の果たす役割は極めて大きく、市は教育の場において、男女共同参画推進に必要な措置を講ずることを規定しています。

(健康の保持及び増進)

第 15 条 市は、男女が互いの性を理解し、尊重するとともに、妊娠及び出産について、相互の意思が尊重され、かつ、生涯を通じた男女の健康に配慮されるよう、教育及び啓発に努めるものとする。

(解説)

基本理念で記述したとおり、男女が互いの身体の特徴を十分に理解し、思いやりをもって生きていくことが重要なことです。特に女性は、妊娠や出産という男性とは異なる健康上の問題に直面します。こうした視点を重視しつつ、市民への教育並びに啓発活動を実施することが必要です。

(市民等に対する支援)

第 16 条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(解説)

男女共同参画推進には、市民等の自主的な活動が重要であり、市は情報の提供または、必要な措置を講ずることで、その活動を促進することを規定しています。

(家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立支援)

第 17 条 市は、男女がともに育児、介護その他の家庭生活における活動と職業生活及び地域生活等における活動を両立することができるように、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(解説)

少子高齢社会のなかで、子の養育、介護等の家庭責任の多くは女性が担っているという状況が依然としてあります。

男女がともに、家庭生活における活動とそれ以外の活動を両立することができ、安心して、家庭責任を果たせる社会を築いていかななくてはなりません。

男女がともに、社会のあらゆる活動に参画できる環境を整備し、参画することが、地域社会への貢献となり、地域社会を豊かなものにしていくことへ繋がることから、市は積極的な支援を行うこととしています。

(苦情等の申出及び申出の処理体制の整備)

第 18 条 市民及び事業者は、次に掲げる苦情等を市長に対して申し出ることができる。

- (1) 男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情
- (2) 性別による差別的な取扱い等による人権侵害又はそのおそれがある場合の相談等

2 市長は、前項の規定による苦情等の申出があった場合は、関係機関と連携を図り、適切かつ迅速に対応するものとする。

(解説)

男女共同参画の推進には、苦情の処理や相談に対する対応が重要です。

市民等は、市が実施する男女共同参画推進に係る施策又は男女共同参画推進に影響を及ぼす施策、並びに人権侵害に関する苦情や相談を申し出ることができることとし、市は申し出を受けた場合、他の機関と連携を図り、適切に対応することを規定しています。

(推進体制の整備)

第 19 条 市は、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

(解説)

男女共同参画の推進は、教育・福祉・保健等様々な分野にまたがっており、市の組織の充実、強化を進め、全庁的に取り組み、推進できる体制の整備を図ることとしています。

(附属機関等における積極的改善措置)

第 20 条 市は、附属機関(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関をいう。)その他これに準ずるものにおける委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

2 市は、男女共同参画の推進のため、市の人事管理、組織運営、政策決定の機会等において、積極的改善措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(解説)

市は、附属機関(審議会、委員会等)の委員を任命する場合に、男女の格差が是正されるよう、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することとしています。

また、市の人事管理等の場においても、率先して積極的改善措置を講じ、男女共同参画を推進することを規定しています。

(年次報告等)

第 21 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(解説)

男女共同参画推進に係る施策の実施状況等を公表することで、市民、事業者の理解と協力を求めることを規定しています。

第 3 章 補則

(委任)

第 22 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(解説)

この条例の施行に関し、必要な事項は規則等に委任することを規定しています。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(解説)

この条例について、市民、事業者への周知を十分図るべきであると考え、施行までの期間を設けています。

6 月以内と規定していますが、できるだけ早期に施行できるよう周知に努めます。